

令和 6 年 6 月 18 日現在

機関番号：34416

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2020～2023

課題番号：20K01436

研究課題名（和文）デジタル取引における新種の契約の可能性

研究課題名（英文）New Types of Contracts in the Digital Age

研究代表者

馬場 圭太（BABA, Keita）

関西大学・法学部・教授

研究者番号：20287931

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,000,000円

研究成果の概要（和文）：デジタル・コンテンツ(デジタル・サービス)供給契約という新たな契約類型を構想することが可能か、可能であるとしてそれはどのような形であるべきかを探究することを旨として、EU法およびそれを国内法化したEU加盟国の法制度を中心に研究を行った。その研究成果は、論文として公表するだけでなく、比較法学会のミニシンポジウム、フランス・ベルギーの研究者と実施した国際共同セミナー、消費者庁国際消費者政策研究センターとの共同研究へと発展し、国内外に向けて広く発信することができた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の結果、デジタル・コンテンツ(デジタル・サービス)供給契約には、一般的な契約制度・契約理論に還元することができない特殊性を見いだすことができることが判明した。とりわけ、既に広範に利用されている、デジタル・コンテンツ(デジタル・サービス)と引き換えに消費者が個人データを提供する契約に関する法制度・法理論を、個人情報保護法制との整合性に配慮しつつ構築することが必要であることを摘示し、デジタル取引法制の1つの方向性を示すことができたと考えている。

研究成果の概要（英文）：With the aim of exploring whether it is possible to conceive of a new type of contract, the contract for the supply of digital content and digital services, and if so, what form it should take, we have conducted research focusing on EU law and the implementing laws of member states. The results of this research were not only published as articles, but also widely disseminated domestically and internationally through a mini-symposium of the Japan Society of Comparative Law, an international joint seminar with researchers in France and Belgium, and joint research with the International Consumer Policy Research Center of the Consumer Affairs Agency.

研究分野：民法 消費者法 EU私法 フランス法

キーワード：デジタル・コンテンツ供給契約 EU指令 契約適合性 個人データ

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

## 様式 C-19、F-19-1 (共通)

### 1. 研究開始当初の背景

(1) 欧州では1990年代から私法の平準化(EU加盟国の法を接近させる作用を指す)が進展した。一方で、ヨーロッパ契約法原則やガンドルフィ草案を嚆矢とする共通私法を追及する動きが見られた。このような共通私法の形成を指向する勢力は現在もなお衰えていない。他方で、EUでは、法律上の権限に基づいて、EU立法(指令、規則)を用いた消費者私法の平準化が行われてきた(なかでも重要なものとして、1997年通信取引指令、1999年消費者物品売買指令、2000年電子商取引指令、2005年不公正取引方法指令、2011年消費者権利指令などがある)。これらのEU立法では、完全平準化(加盟国に裁量の余地を与えない国内法化を求める措置)が採用され、加盟国の消費者法を統一に近い形で強行的に平準化する方向性が追求されてきた。

このように、共通契約法の平準化とEU消費者私法の平準化が両面から同時並行的に実施されたことによって、加盟国の国内私法は実質的に大きな影響・変容を受けている。それは、2000年代以降活発化している加盟国における消費者法および民法(債権法)の改正に如実に表れている。

(2) 本研究が対象とする新種の契約類型は、以上のような背景の中で構想された。

2015年12月、EUは2つの指令提案、すなわちデジタル・コンテンツ供給契約指令提案とオンライン物品通信売買契約指令提案を公表した。これらは、それまでEUが粘り強く推進してきた共通契約法構築の試みの延長上に位置づけられ、欧州の学界ではEU私法の今後を左右する重要な草案として注目されていた。これら2つの指令提案は、2019年5月、デジタル・コンテンツ及びデジタル・サービス供給契約指令と物品売買指令として正式に採択されるに至った。これらのうち、とりわけ前者は、これまで存在しなかった契約類型が新たに適用されることを意味するものであり、実務面のみならず、理論的にも強いインパクトをもたらしている。

さらに2018年5月には、EU個人データ保護規則(いわゆるGDPR)が発効し、日本においてもEUと同等の法的基盤を整える必要が生じ、EUおよび加盟国における電子商取引をめぐる法規制の動向を研究することの重要性が飛躍的に高まった。

以上のような背景から、デジタル化した社会における取引に適合的な新たな契約類型を追究することは不可欠であると同時に喫緊の課題である。

### 2. 研究の目的

本研究は、より具体的には、次のような意義を有していると考えられる。

新しい契約類型を創出したEUの試みは世界的に見ても前例が見当たらない、優れて独創的なものであること。加えて、この契約類型は、国内法化を通じてすべてのEU加盟国の私法規範に取り込まれることになるが、その結果として、実社会においてこの契約類型がどのように機能するかを事実的に即して分析することが可能となる。

日本の状況に目を移すと、2017年の債権法改正において債権法の大規模な現代化が目指されたが、先端技術、とりわけデジタル社会に対応する措置はほとんど講じられていない。民法(学)によってこれまで等閑視されてきたこの課題に取り組むことは、契約法の理論および実務の発展に大きな貢献をもたらすと考えられる。

民法学において「財の多様化」が語られているが、本研究は、有体物をモデルとした規範をデジタル・コンテンツ(無体物)に適用することが可能であるかという問いを含むことになり、「物」概念の再検討という根源的な問題に波及しうる。

本研究は、以上の観点から、主としてEU法と日本法を比較検討することにより、デジタル・コンテンツ=デジタル・サービス供給契約にかかる法制度および法理論のあるべき形を探究することを目的とするものである。

### 3. 研究の方法

#### (1) 海外調査、海外学会等への参加等

研究開始年度からパンデミックにより移動の自由が制限され、想定外の事態に対応する必要が生じた。しかし、むしろこれが功を奏した面があり、文献の調査分析のための十分な時間を確保することができたことに加え、当初は予定していなかったオンラインでの海外調査を行うことが可能となった。研究期間の前半は、その結果として、効率的かつ順調に研究を進めることができた。2023年3月以降は、海外の実地調査を積極的に行ったが、国内外の旅費に余裕が残ったため研究期間を1年延長した。また、同志社大学デジタル法制研究センターおよび消費者庁新未来創造戦略本部の共同研究企画に加わったことにより、研究活動の幅が著しく広がった。これらの相乗効果により、新たな研究計画の展開の足がかりとなる人間関係を構築し、研究計画の目的に即した成果を得ることができた。

具体的には、次のような調査活動および国際共同研究を企画・実施した。

マーティン・シュミット=ケッセル教授(バイロイト大学)へのインタビュー(オンライン・対面)

マルテ・クラーム教授(インスブルック大学)へのインタビュー(オンライン)

クリスチャン・トゥイグ=フレスナー教授(ウォーリック大学)へのインタビュー(オンラ

イン)

ベジャミン・ゲールズ博士(ドイツ連邦司法・消費者保護省)へのインタビュー(オンライン)

ゲルハルト・シヨンプルク博士(ドイツ連邦司法・消費者保護省)へのインタビュー(オンライン)

ダンカン・フェアグリーブ教授(パリ・ドーフィン大学)へのインタビュー(対面)

アンヌ=リズ・シボニー教授(ルーヴァン・カトリック大学)へのインタビュー(対面)

ポール・ニウル欧州司法裁判所判事へのインタビュー(対面)

韓日共同学術セミナー「日本と韓国における消費者契約法の理論と実務」での報告(オンライン)

日仏民法セミナー「各種契約の特別法：専門化する契約法」の開催および報告(於・関西大学、対面)

カンファレンス「Crossed Views on the Digital Service Marketplace in Japan and in Europe」での報告(於・ブリュッセル自由大学・ヨーロッパ研究センター)

2023年度 European Law Institute 年次総会(ウィーン大学)への参加(対面)

## (2)文献の収集、調査、および分析

以上の活動によって得られた情報に加えて、関連文献を収集・分析することにより、論文の執筆および研究報告等(上記のほか、比較法学会ミニシンポジウム、同志社大学デジタル法制研究センター研究会、パリ第1大学ソルボンヌ法学研究所研究会など)を行った。

## 4. 研究成果

本研究課題の成果は、大きく、デジタル・コンテンツ取引に関する(1)EU 指令に関する研究、(2)フランス法およびベルギー法に関する研究、(4)反対給付としての個人データに関する研究、および(4)その他に分類することができる。

### (1)EU 指令に関する研究

次の論文、調査報告、研究報告において、デジタル・コンテンツ供給契約指令に関する分析を行った。

論文:「デジタル・コンテンツ=デジタル・サービス供給契約における不供給または適合性の欠如に対する救済手段」(Law and Technology 89号)、「デジタル・コンテンツ及びデジタル・サービス供給契約における救済手段」(比較法研究 82号)

調査報告:「デジタル社会における消費者法制の比較法研究 海外有識者インタビュー(1)(2)」(消費者庁プログレッシブレポート)

研究報告:「2019年EU 消費者保護現代化指令について」(同志社大学デジタル法制研究センター研究会) 学会発表「デジタル・コンテンツ及びデジタル・サービス供給契約における救済手段」(比較法学会第84回大会ミニシンポジウム)

これらの研究を通じて、デジタル・コンテンツ=デジタル・サービス供給契約という新しい契約類型の存在とその潜在的可能性を日本の学界に浸透させることに貢献したと考えている。

これらは、本研究の進捗における第1段階に相当する。

### (2)フランス法およびベルギー法に関する研究

次の論文および研究報告において、EU 加盟国であるフランス法およびベルギー法の研究を行った。

論文:「フランスにおけるデジタル・コンテンツ指令及び物品売買指令の国内法化-国内法化オールドナンスの概要」(消費者庁リサーチ・ディスカッション・ペーパー)、「物品売買契約、デジタルコンテンツ及びデジタルサービス供給契約における契約適合性」(日仏法学 32号)、「民事契約・商事契約・消費者契約の位置づけに関する覚書-フランス法における契約の特種化論を参考として-」(『商法総則・商行為法の現代における諸相』)

研究報告:《La notion de contrat de fourniture de contenus et services numeriques en droit prive japonais》(Droit speciaux des contrats speciaux, Coorganisee par l'IRDA et L'ARIDA), 《Une analyse comparative du contrat de fourniture de contenus et de services numeriques en droit japonais et en droit europeen》(Crossed Views on the Digital Service Marketplace in Japan and in Europe organized by the Research Center for Comparative Consumer Law and Policy in the Digital Society (Doshisha University, Kyoto) and the Centre Perelman (ULB))

その他:「クレール=マリー・ペグリオン=ジカ「フランス消費法におけるデジタル・コンテンツ及びデジタル・サービス供給契約」(ノモス 52号)

その後、EU 加盟国において指令の国内法化が行われ、それらが各国の法実効性の観点からどのような違いをもたらしているかについて、とりわけフランス法およびベルギー法に着目して研究した。その際、国際共同研究(セミナー、カンファレンス)を実施することによって、フラ

ンスおよびベルギーの研究者と対面で討議することで、海外の状況を精確に理解するよう努めるとともに、日本法の状況を海外に発信することができた。

これらは、本研究の進捗における第2段階に相当する。

### (3) 「反対給付としての個人データ」

上述のように、デジタル・コンテンツ供給契約指令の1つの重要な示唆は、事業者がデジタル・コンテンツ(またはデジタル・サービス)を供給する対価(反対給付)として、消費者が個人データを提供するという構造をとっていることであり、これを契約法の理論とどのように整合させるかどうかという難問が提起されている。この点は日本ではまったく検討されてこなかった新規の論点であるが、日本ではEU法のように個人データの取扱いをもっぱらGDPRに委ねることには無理があると指摘し、契約法の一般理論と接合する理論を構築することの重要性を次の論文において説いた: 「消費者契約における個人データの定位-EU消費者私法における「反対給付としての個人データ」の展開」(現代消費者私法の理論と実務研究班『消費者私法の現代的課題』)、「学者の目・消費者契約における「反対給付としての個人データ」-EU消費者私法の新機軸」(消費者法ニュース129号)、「デジタル・コンテンツの供給契約」(法教502号)。

(1)および(2)の研究から派生する問題として、消費者契約における「反対給付としての個人データ」の取扱いに関する研究を行った。そこでは、EU法の独創性を認めつつ、それを日本法に導入するためには乗り越えなければならない複数の困難な課題が残っていることを指摘した。

### (4) その他

本研究において得られた知見を社会に還元するための活動として、消費者庁新未来創造戦略本部の職員を対象に、「EU消費者法の基礎」「フランス消費法の基礎」「フランスにおける近時の消費者保護法制」と題したセミナーを実施した。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計9件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 1件/うちオープンアクセス 4件）

1. 著者名 馬場圭太 金ミンジュ	4. 巻 8巻2号
2. 論文標題 日本における消費者団体訴訟制度の展開	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 消費者法雑誌（韓国）	6. 最初と最後の頁 25-36頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.22820/jcl.8.2.202205.25	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 該当する

1. 著者名 馬場圭太	4. 巻 502号
2. 論文標題 デジタルコンテンツの供給契約	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 25-30頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 松本恒雄 川和功子 芦野訓和 馬場圭太 永岩慧子 土方健太郎 米田俊樹 井後雅仁 糸田厚史	4. 巻 0
2. 論文標題 「デジタル社会における消費者法制の比較法研究」海外有識者インタビュー記録概要（1）	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 消費者庁プログレッシブ・レポート	6. 最初と最後の頁 1-35
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 馬場圭太	4. 巻 129
2. 論文標題 消費者契約における「反対給付としての個人データ」 EU消費者私法の新機軸	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 消費者法ニュース	6. 最初と最後の頁 169-171
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 馬場圭太	4. 巻 82
2. 論文標題 デジタル・コンテンツ及びデジタル・サービスの供給契約における不供給又は適合性の欠如に対する救済手段について	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 比較法研究	6. 最初と最後の頁 49-57
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 馬場圭太	4. 巻 64
2. 論文標題 消費者契約における個人データの定位 - EU消費者私法における「反対給付としての個人データ」の展開	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 関西大学法学研究所研究叢書	6. 最初と最後の頁 1-34
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.32286/00026360	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 馬場圭太	4. 巻 496
2. 論文標題 法学のアントレ第58回「はやく読む, ゆっくり読む, ゆったり読む」	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 2-3
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 馬場圭太	4. 巻 89
2. 論文標題 デジタル・コンテンツ=デジタル・サービス供給契約における不供給または適合性の欠如に対する救済手段	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 Law and Technology	6. 最初と最後の頁 78-86
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 馬場圭太	4. 巻 47
2. 論文標題 定型約款に関する新規定とその解釈	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 ノモス	6. 最初と最後の頁 47-53
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

〔学会発表〕 計7件 (うち招待講演 3件 / うち国際学会 5件)

1. 発表者名 馬場圭太
2. 発表標題 日本法における民事および商事の留置権について (日本法中的民事和商事の留置権)
3. 学会等名 中国法学会民法学研究会・第5回「担保法理論と実践」国際シンポジウム (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 Keita BABA
2. 発表標題 Le developpement du devoir d'information du medecin en droit japonais de la responsabilite civile
3. 学会等名 Universite Paris 1 Pantheon-Sorbonne - IRJS (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2024年

1. 発表者名 馬場圭太
2. 発表標題 フランスにおけるデジタル・コンテンツ指令および物品売買指令の国内法化
3. 学会等名 同志社大学デジタル法制研究センター第13回研究会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 Keita BABA
2. 発表標題 La notion de contrat de fourniture de contenus et services numeriques en droit prive japonais
3. 学会等名 Droits speciaux des contrats speciaux Coorganise par l' IRDA et l' ARIDA (国際学会)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 Keita BABA
2. 発表標題 Une analyse comparative du contrat de fourniture de contenus et de services numeriques en droit japonais et en droit europeen
3. 学会等名 Crossed Views on the Digital Service Marketplace in Japan and in Europe (国際学会)
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 馬場圭太
2. 発表標題 デジタル・コンテンツ及びデジタル・サービス供給契約における救済手段
3. 学会等名 比較法学会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 馬場圭太
2. 発表標題 日本における消費者団体訴訟の展開
3. 学会等名 日韓消費者法学会 (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2022年

〔図書〕 計7件

1. 著者名 中田邦博 鹿野菜穂子	4. 発行年 2024年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 528
3. 書名 デジタル時代における消費者法の現代化	

1. 著者名 山野目 章夫 佐久間 毅 熊谷 則一	4. 発行年 2022年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 208
3. 書名 マンション判例百選	

1. 著者名 都筑満雄 白石大 根本尚徳 前田太朗 山城一真	4. 発行年 2022年
2. 出版社 弘文堂	5. 総ページ数 728
3. 書名 民法・消費者法理論の展開	

1. 著者名 潮見佳男 中田邦博 松岡久和	4. 発行年 2021年
2. 出版社 人民法院出版社	5. 総ページ数 354
3. 書名 《联合国国际货物销售公约》精解	

1. 著者名 馬場圭太 寺川永 上田真二 葉袋真司	4. 発行年 2022年
2. 出版社 関西大学法学研究所	5. 総ページ数 142
3. 書名 消費者私法の現代的課題	

1. 著者名 Keita BABA, Frederic Bicheron, Romain Boffa, Bernard Haftel, Mustapha Mekki, Tetsushi Saito, Kazuma Yamashiro	4. 発行年 2020年
2. 出版社 L.G.D.J	5. 総ページ数 336
3. 書名 Droit civil japonais : Quelle(s) reforme(s) a la lumiere du droit francais ? Journees organisees par l'IRDA, le LDP et l'ARIDA	

1. 著者名 馬場圭太	4. 発行年 2020年
2. 出版社 第一法規	5. 総ページ数 704
3. 書名 伊藤進監修『改正民法（債権法）における判例法理の射程』	

〔産業財産権〕

〔その他〕

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------

韓国	韓国消費者法学会			
フランス	パリ第1大学	パリ第2大学	パリ第13大学	
ベルギー	ブリュッセル自由大学			